

令和7年第9回  
土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和7年9月12日(金) 午後2時  
土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

- 報告第37号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
- 報告第38号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
- 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第40号 非農地判断について
- 議案第32号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
- 議案第33号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
- 議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について

3 出席した委員

1番 下村 幸男	2番 大和田 一夫	3番 山口 貴士
4番 萩島 一郎	5番 飯塚 利之	7番 堀 佳樹
8番 柴沼 栄	9番 菅谷 幸治	10番 飯島 栄
11番 川村 剛久	12番 岩瀬 守	

4 欠席委員

6番 浅野 均

5 説明のため出席した者

事務局長 室町 和徳	農地係長 室町 直宏	主査 中村 裕一
主幹 青木 祐哉		

6 総会の大要

午後2時25分閉会

<p>議長</p>	<p>只今、出席委員は11名で、欠席委員は1名です。よって、出席者が委員の過半数を超えたので総会は成立了しました。</p> <p>これより、令和7年第9回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議席番号4番 萩島委員、議席番号7番 堀委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項として、住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、ご起立してご質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせていただきます。それでは、議事に入ります。</p> <p>報告第37号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	(報告第37号について議案書のとおり報告)
<p>議長</p>	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。
<p>議長</p>	(異議なしの声あり)
<p>事務局</p>	ご質問等もないようですので、報告第37号は原案どおりいたします。
<p>議長</p>	続いて報告第38号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
<p>事務局</p>	(報告第38号について議案書のとおり報告)
<p>議長</p>	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。
<p>議長</p>	(異議なしの声あり)
<p>議長</p>	ご質問等もないようですので、報告第38号は原案どおりいたします。
<p>議長</p>	続いて報告第39号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。

事務局	(報告第39号について議案書のとおり報告)
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	ご質問等もないようですが、報告第39号は原案どおりといたします。続いて報告第40号「非農地判断について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第40号について議案書のとおり報告)
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	ご質問等もないようですが、報告第40号は原案どおりといたします。続いて議案に入ります。 議案第32号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」及び、次の議案第33号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」については、関連がございますことから、一括して上程いたします。議案第32号及び、議案第33号を調査委員からご説明お願ひします。
委員	議案第32号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」の1番から3番までを説明いたします。去る9月4日、委員3名と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆 494 m <sup>2</sup> です。申請事由は、農業経営の規模拡大を希望しており、今回申請地を譲受けたことになったため、売買による所有権移転です。作付予定はレンコンです。レンコンが作付されており、譲受人が以前から栽培していました。農機具についても写真で確認しました。調査委員としましては許可相当と判断しました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畠1筆 596 m <sup>2</sup> です。申請事由は、以前より申請地を借入れて耕作しており、今回譲受けたことになったため、売買による所有権移転です。作付予定はジャガイモ、ネギ、なすです。農機具についても確認しました。調査委員としましては許可相当と判断しました。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畠12筆 27,737 m <sup>2</sup> です。譲渡人は5人です。申請事由は、申請地に設置されている営農型太陽光発電設備の区分地上権を更新するため、区分地上権設定です。作付予定は柿です。営農型として発電設備の下では、柿を栽培しています。区分地上権の設定期間は3年間であり、今回更新時期を迎えたことから3回目の更新になります。営農の実態や地区内の除草等の管理もされている状況です。調査委員としましては許可相当と判断しました。

議長	続きまして、議案第33号の1番の案件について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠12筆の一部 91.63 m <sup>2</sup> で、譲渡人は5人です。転用事由は、申請地に設置されている営農型太陽光発電設備の支柱部分について、一時転用の期間3年間が満了したため、期間の更新を行いたい、賃借権設定です。調査委員としましては許可相当と判断しました。 委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	異議もないようですが、議案第32号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、1番から3番を許可、又議案第33号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の1番を許可することに決しました。 次に、議案第34号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。事務局から説明願います。
事務局	議案第34号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」をご説明いたします。今月は全部で13件あります。農地中間管理機構を通しての賃借権設定が10件、使用賃借権設定が3件です。7番から13番については、農地中間管理機構を通じた利用権の再設定となります。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ご質問等はございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	異議もないようですが、議案第34号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」の1番から13番を許可することに決しました。 以上で、令和7年第9回総会に提案されました全議案が終了いたしました。慎重なるご審議、ありがとうございました。

令和7年9月12日

議長

署名人

4番

7番